

令和6年度 社会福祉法人ふうおか福祉サービス協会事業計画

1 基本方針

当法人は介護を要する高齢者へのサービス提供等を担っており、引き続き「新型コロナウイルス感染症」の感染予防・拡大防止に細心の注意を払うなど、取り巻く社会経済情勢に対して的確かつ柔軟に対応しながら、利用者の皆様にとって安全で安心できる事業の実施に努めてまいります。

また、近年、福祉・介護業界の人財不足は、事業遂行上の最大の課題として、ますます深刻さを増しております。当協会職員の限られた人財を一層活かすための専門性向上研修の充実やICTの活用、職員の処遇改善や中長期的な視点に立った法人組織運営力向上を図るための人財育成・確保など、事業運営の安定性向上を図り、もって「福岡のみなさまの自立をささえ、安心をささえ、尊厳をささえる」という法人の基本理念の下、職員一丸となって良質なサービス提供に努めてまいります。

2 実施事業内容

(1) 第一種社会福祉事業

① 特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)

原則として、要介護3以上の認定を受けた入居者に、入浴・排泄・食事等の介護や日常生活上の支援、機能訓練・健康管理等を行います。入居者一人ひとりが、地域のなかで、いつまでもその人らしく、心穏やかに、笑顔で、安心して過ごせるように、日常生活を支援いたします。

<重点項目>

◆利用率の向上

利用者に選ばれる施設になるよう、日々の活動を工夫して充実させるように努めます。また、ブログ、インスタグラム等を活用し、施設の魅力を情報発信していきます。利用率を向上することで、経営状況の安定に取り組みます。

◆人財確保・人財育成

年間計画に基づき、オンライン等を活用して、職員が研修受講できる環境を整えて、職員のレベルアップを図るよう取り組みます。

介護福祉士実務者研修を介護学校と提携して実施する取組みを継続し、無資格で介護職未経験の方等が当施設に就業しながら当該研修を修了できるようにして、将来的な介護福祉士取得までのキャリアアップを支援します。

(2) 第二種社会福祉事業

① 訪問介護サービスに係る事業

ア 要介護者への訪問サービス

『居宅サービス計画(ケアプラン)』に基づき、利用者のニーズ、心身の状況に応じた身体介護や生活援助のサービスを提供します。

イ 要支援者・事業対象者への訪問サービス

『介護予防サービス・支援計画』に基づき、専門職として総合事業における訪問サービスを提供します。

ウ 障がい福祉サービス

『サービス等利用計画・障がい児支援利用計画』に基づき、利用者のニーズ、心身の状況に応じた身体介護や家事援助等のサービスを提供します。

<重点項目>

◆効率的・安定的にサービスを提供できる体制づくりと業務の効率化

限られた人財の有効活用を目指し、訪問介護員のサービス提供力等を踏まえたサービス提供体制づくりを進めてきます。また、スマートフォンの一層の活用、書類作成の簡素化など業務の効率化を進めていきます。

◆新たなサービスの開始(令和6年度の中途から開始予定)

東部支部にて「定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス」を開始し、より地域に密着した在宅サービスを展開していきます。また重度障がいのご利用者のため、「行動援護サービス」を開始します。

◆感染症や非常災害発生時における事業継続のための取組み

感染症や非常災害の発生時において、ご利用者への訪問介護サービスの提供を継続的に実施できるよう、事業継続計画(BCP)を策定し、研修等に取り組んでいきます。

② 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)事業

入居者一人ひとりが自分らしく安心して過ごせるよう支援していくとともに、グループホームが『地域の一員』として、より一層周知されるよう取り組みます。

<重点項目>

◆チームケアの充実

ユニット単体での入居者介護だけでなく、他のユニットの入居者情報の共有化をさらにすすめ、事業所全体(2ユニット)として、入居者を支援できる体制づくりに努めます。

◆人財育成

年間計画に基づき、オンライン等を活用して、職員が研修受講できる環境を整えて、職員のレベルアップを図るよう取り組みます。

◆利用率の向上

職員一人ひとりが、経営状況を意識し、利用者には選ばれる施設になるよう、日々の活動を工夫し充実に努めます。

③ 短期入所生活介護(ショートステイ)事業

利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、介護が必要な方の短期間の入所を受け入れ、入浴や食事などの日常生活上の支援や機能訓練などを行います。利用者の孤立感の解消や心身機能の維持回復だけでなく、家族の介護負担軽減などを図っていきます。

<重点項目>

◆利用者との信頼関係の構築と稼働率の向上

利用者一人ひとりのケアプラン・目的に沿ったサービスの提供を行い、利用者・家族との信頼関係をつくり、定期的な利用につなげていきます。

また、特別養護老人ホーム空き部屋の積極的活用を図るとともに、ケアマネジャーとの一層の連携強化を通じて、多くの利用者のニーズに応えていくことにより、稼働率の向上に努めていきます。

④ 通所介護(デイサービス)事業

利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、食事や入浴などの日常生活上の支援、生活機能向上のための機能訓練、グループ活動などの高齢者同士の交流を日帰りで行い、利用者の孤立感の解消、家族の介護負担軽減などを図っていきます。

<重点項目>

◆サービス内容の充実と利用者数の向上

「併設のショートステイ事業との連携の取りやすさ」、「併設保育所との交流」、「ケアプランセンターでの介護相談」など、複合施設内のデイサービスのメリットを可能な限り活かしていくとともに、利用者個々の特徴に応じたレクリエーション等、サービス内容を充実させ、さらに多くの方に利用していただけるよう努めていきます。

⑤ 保育所事業

保護者の労働や疾病などの理由により、家庭での保育が困難な乳幼児の保育を行っていくとともに、障がいも個性ととらえ、お互いの個性を認め合いながら、ともに学ぶ統合保育の実践を継続していきます。

<重点項目>

◆少人数での保育という特色を活かし、子ども一人ひとりの成長を丁寧に支えていきます。

◆子どもを中心に据えつつ、保護者との信頼関係を積み重ねていきます。また

「園だより」や保護者との日々のコミュニケーションの中で、子どもの成長発達についての情報発信に努めていきます。

◆人財育成とチームワーク構築に努めていきます。

- ① 外部研修、法人内研修での学びを深めるとともに、人権をテーマとした職場内研修の充実を図ります。
- ② 新人職員へのOJTや職員間での対話を通し、個々の職員が抱える不安や課題に早期に対応することで、より良いチームワークの構築に取り組みます。

◆地域での未就園児への育児支援を充実させていきます。

- ① 園庭開放を計画的に実施するとともに、ホームページ(ブログ等)を定期的に更新し、未就園児のいる家庭にも園行事等についてわかりやすい情報を発信いたします。
- ② 公民館での育児講座(乳幼児ふれ合い学級)を実施します。

(3) 公益事業

① 居宅介護支援事業(要介護1~5)

居宅介護支援事業所において、要介護利用者の心身の状況や生活環境に応じた『居宅サービス計画(ケアプラン)』を作成するとともに、当該計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、サービス事業者との連絡調整などを行い適切に支援してまいります。

<重点項目>

◆法令改正への対応と業務の効率化の推進

令和6年4月からの介護報酬改定に適切に対応をするとともに、業務の簡素化・効率化を一層進め、メリハリのある業務遂行を行うことで、介護支専門員がより専門性を発揮できるようにしていきます。

◆選ばれる事業所となるための人財育成推進

介護支援専門員が対応している利用者の多様化、複雑化を踏まえ、研修受講や地域活動(会議)への参加を通じて、ケアマネジメント技術の一層の修得や研鑽を図るなど、利用者の自立支援や要介護状態等の軽減又は悪化防止に資するケアマネジメントが展開できる人財の育成を推進してまいります。

◆新規利用者の獲得と安定した事業所運営

地域包括支援センター、医療機関等と連携し、安定的に新規利用者を獲得できるよう取り組んでいきます。

また、事業所の体制整備や利用者への対応力等を評価する『特定事業所加算』を継続して取得するとともに、安定した事業所運営ができるようセンター体制や事業運営方法の検討などに取り組んでいきます。

② 介護予防支援事業(要支援1・2)

地域包括支援センターと居宅介護支援事業所において、要支援1・2の利用者が心身の状況やその環境等を踏まえ、適切にサービスの提供が確保されるよう、介護予防サービス・支援計画（ケアプラン）を作成するとともに、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整などを行います。

<重点項目>

◆利用者の「生活の質」に向き合う介護予防ケアマネジメントの実施

利用者の機能改善のみならず、個々人の自立した「生活」を考え、専門的な視点による適切な支援を行うことで、重度化防止を図っていきます。また、利用者の自立支援に関する目標を関係者間で共有することにより、効果的な介護予防ケアマネジメントの実践に努めていきます。

◆居宅介護支援事業所との連携強化

令和6年度から居宅介護支援事業所も介護予防支援事業所の指定を受けることができるようになり、利用者の選択に基づき、要支援から要介護まで、居宅介護支援事業所において、「介護予防サービス・支援計画」及び「居宅サービス計画（ケアプラン）」を担うことができるようになることを踏まえ、これまで介護予防支援を指定事業所として担ってきた地域包括支援センターとして、利用者について切れ目のない支援が行えるよう、居宅介護支援事業所との情報共有や協力体制の強化を図ります。

③ 要介護・要支援認定に係る訪問調査事業

居宅介護支援事業所において、介護保険に係る要支援・要介護認定の更新時等において、居宅介護（予防）支援を行っている方などに、心身の状況、生活環境などの訪問調査を行います。

④ サービス付き高齢者向け住宅事業

満60歳以上または要支援・要介護認定を受けている方を対象に、安否確認や生活相談などの生活支援サービス、食事提供サービス等を行い、入居者が楽しく安心して生活できる居住環境を提供します。

<重点項目>

◆入居者が安心して元気に過ごせるような環境づくり

入居者が、サービス付き高齢者向け住宅のメリットである生活の自由度を保ちながら、安心して元気に暮らせるような環境づくりを充実させていきます。そのために、日々の入居者とのかかわりの中から、個々の入居者のニーズの把握に努め、適宜必要な支援を行い、信頼関係を築いていきます。

⑤ 社会福祉に関する福岡市からの受託事業

ア 介護実習普及センター事業

市民向けの介護講座などを実施し、市民の介護や福祉用具に関する知識及び技術の普及を図ります。

<重点項目>

◆様々な形態での情報発信や電子媒体の活用

介護実習普及センター事業や福祉用具についての周知・理解を促進するために、ブログや動画を活用した情報発信や活用をさらに進めていきます。

◆職員の質の向上

職員向け実技研修の実施や外部研修へ参加することに加え、一層質の高い介護講座の開催や市民の方々への相談対応ができるように、職員間連携や情報共有強化に努めます。

イ 障がい者・高齢者住宅改造相談事業

身体障がい者や高齢者が、住宅をその身体状況や介護状況に適するよう改修・改造する場合に、各種相談を受け、助言や情報提供を行うとともに、福岡市から費用の助成を受ける住宅改造について、訪問調査及び完了検査を行います。また、住みやすい住環境や福岡市住宅改造助成制度などについて、より多くの市民や関係機関への周知等に努めていきます。

<重点項目>

◆業務の効率化の推進

福岡市住宅改造助成制度などに関する必要書類のデータ化及びメールでの情報の授受などを行うことで、業務の効率化を進めていきます。

あわせて、職員間の連携が一層スムーズに行えるよう業務改善を進めていきます。

ウ 働く人の介護サポートセンター事業

働く人が介護に直面した場合でも、離職せずに仕事と介護を両立して働き続けるためのノウハウの提供や不安の解消などを目的として、働く人が利用しやすい時間帯に相談支援業務を実施します。

<重点項目>

◆関係機関への再周知と相談者数の増加

令和6年4月から福岡市介護実習普及センター内に移転し事業を実施するため、その周知を図ります。また、関係機関と企業にサポートセンターの事業内容について、広報に努めて相談者等の増加を図っていきます。

エ 地域包括支援センター事業

市内18か所の地域包括支援センターにおいて、高齢者の身近な相談窓口として、「総合相談支援業務」、「介護予防ケアマネジメント業務」、「権利擁護業務」、「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」の業務視点の下に、3職種及び生活支援・介護予防推進員が客観的な根拠に基づきつつ、その専門性を活かした協働による支援の実施に取り組みます。また、その共通基盤である多職種連携による地域包括支援ネットワークの構築に努め、多様な関係者と連携しながら、複雑化・複合化したニーズへの対応等を行います。

「生活支援体制整備事業」や「地域ケア会議の開催運営業務」については、担当する各圏域を福祉と保健の視点から捉えて、高齢者個々人の「住み慣れた地域における自立した暮らし」を考え、地域包括ケアの実現に向け、的確かつ丁寧な業務遂行に努めます。

<重点項目>

◆相談者・相談対象者を「福祉と保健の視点」から捉えた相談支援の充実

個別支援に重点を置き、一つひとつの相談に迅速かつ丁寧にかかわり、その心身状況や思い、何が必要か、暮らし方などを客観的に捉え、地域ケア会議や多職種・地域ネットワーク等を通じて、自立の潜在力や主体性を引き出す支援に努めていきます。

◆豊かな人権感覚を持つ専門性の高い職員の育成(支援力の向上)

相談の増加や複雑化・複合化したニーズ、権利擁護に臨めるよう、先入観や主観を持たず客観的に判断ができ、且つ、豊かな人権感覚を持つ職員の育成に取り組みます。またチーム力の強化に取り組んでいきます。

◆地域包括ケアアクションプランに基づく各圏域に於ける取り組みの推進

圏域ごとに異なる課題等を的確に把握し、地域の特性やニーズに応じた取り組みを推進していきます。

オ 介護予防ケアマネジメント事業(要支援1・2、総合事業対象者)

介護予防支援事業所(地域包括支援センター)において、要支援1・2及び総合事業対象の利用者に対し、介護予防サービス・支援計画(ケアプラン)を作成するとともに、当該計画に基づくサービスの提供が確保されるよう介護予防・生活支援サービス事業者との連絡調整などを行います。

<重点項目>

◆利用者の「最大限の自立を引き出す」介護予防ケアマネジメントの実施

利用者とともに、自立に向けての目標の設定や目標の達成のための具体策を生活に取り入れるよう考え、高齢者自らが介護予防を実践・評価できる介護予防ケアマネジメントを行います。また、必要に応じて、介護予防支援事業所(地域包括支援センター)からサポートを行って、地域活動等のインフォーマルサービスの活用にも努めていきます。

(4) 協会の独自事業

① ささえ手サービス事業

介護保険制度等では対応できない高齢者や障がい者の多様なニーズに応じることができるサービスを、引き続き提供していきます。

② 福岡市介護保険事業者協議会の運営

福岡市内の介護保険事業を実施する法人で組織された福岡市介護保険事業者協議会の事務局として、介護サービスの質の向上を図るため、会員に対し研修、講演会などの運営等を行っていきます。